

# デジタルテクノロジー株式会社 保守サービスのご提供条件書

## 第1条 (目的)

①本書は、お客様またはお客様の顧客(以下「顧客」という)が使用する機器が正常に稼動するようお客様がデジタルテクノロジー株式会社(以下「弊社」という)に注文した保守サービス(以下「保守サービス」という)に関し、その内容及びご提供条件を規定することを目的とする。

②お客様は、保守サービスの期間中、この保守サービスのご提供条件書(以下「本書」という)に拘束されることに合意する。

## 第2条 (本書の適用地域)

本書の適用地域は、日本国内の、弊社または保守サービスをお客様に対し直接実施する保守会社(以下「保守会社」という)が定める範囲とする。

## 第3条 (定義)

本書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

a「注文の要綱」とは、お客様発行の注文書(以下「本注文書」という)に添付されている注文内容の明細を記載した書面をいう。

b「機器」とは、設置場所にてお客様または顧客が使用する、注文の要綱で特定される保守サービスの対象機器でハードウェアの総称をいう。

c「設置場所」とは、機器の設置場所をいう。

## 第4条 (保守サービスの範囲)

①保守サービスは注文の要綱記載の通りとする。

②弊社は本書に基づく保守サービスを第三者(保守会社を含む)に委託することができる。

③弊社がお客様に対して、保守バック型の商品等に伴う保守サービスを提供する場合には、当該商品に記載された、別途当該商品のメーカー(以下「メーカー」という)または保守会社が定める保守条件及び免責事項等の記載された全ての条件を適用するものとする。

④保守サービスの履行により交換された旧部品は、特段の定めが無い場合には、弊社または保守会社の所有物とする。

## 第5条 (保守サービスの期間)

保守サービスの期間は、注文の要綱に特段の定めが無い場合には、一年間とする。

## 第6条 (除外事項)

次の各号に関しては、保守サービスの範囲外とする。但し、お客様が必要とする場合、その都度、お客様、弊社及び保守会社が協議し、実施方法、対価等を決定の上かかる作業を弊社または保守会社が実施する。

a お客様または顧客による機器の使用操作または設置環境上の誤りに起因する障害の修復。

b お客様または顧客の故意または重大なる過失に起因する障害の修復。

c 天災地変、その他お客様、顧客、弊社、保守会社のいずれの責にも帰すことのできない事由による障害の修復。

d お客様または顧客による改変、改造等に起因する障害の修復。

e 機器の撤去、解体、移設調整等の作業。

f 機器の仕様変更、機能追加、改造等に伴う作業。

g メーカーの定めるラベル等が取り外され、保守サービスの対象機器であることが判別できない機械に対する作業。

h アクセサリー、消耗品など、保守会社またはメーカーが対象外と定める品目に対する作業。

i 通常使用中の機器のソフトウェア更新作業。

j 予防目的の保守。

## 第7条 (履行上の業務)

お客様は、弊社または保守会社が保守サービスを履行するに際し、次の業務を行なう。

a 弊社または保守会社が保守サービスを履行するに先立ち、機器に関するお客様固有のデータ及びソフトウェアのバックアップ並びに保管をお客様の責任と費用において行なうこと。

b 弊社または保守会社が保守サービスを履行するに際して機器への操作が滞りなく実施できるようお客様が弊社または保守会社に便宜を図ること。

c 本書に定める以外に別途の手続きが必要な場合、お客様は必要な手続きを行うものとする。

## 第8条 (責任の範囲)

①弊社は、本書により、機器の実行が中断しないこともしくはその実行に誤りがないこと、またはすべての誤りが修正されることを保証するものではない。

②合理的な範囲で繰り返し本サービスを行なったにもかかわらず、機器を良好な稼働状態に回復できず、お客様に損害を与えた場合または弊社が本契約に違反してお客様に損害を与えた場合には、弊社は次の範囲において責任を負う。

a 弊社または保守会社がその責に帰すべき事由に基づいてお客様に損害を与えた場合の賠償責任を負担する範囲は、注文の要綱記載の当該機器に対する保守料金相当額を限度とする金銭賠償に限られる。

b 弊社または保守会社の責に帰すべき事由に基づく損害のうち、特別の事情から生じた損害(予見の有無を問わない)、逸失利益、第三者からの損害賠償に基づく顧客の損害、及びデータ・プログラム等の無体物の損害について

は、一切責任を負わない。

③お客様は、前②項の場合、本契約に起因してお客様に生じた損害を弊社に対して賠償請求するものとし、保守会社に対して請求しないものとする。

## 第9条 (機密保持)

①お客様及び弊社は、保守サービスの履行上知り得た相手方の機密事項を、相互に相手方の書面による同意を得た場合を除き、第三者に対し一切漏洩しない。また、お客様、弊社間の機密事項の通信に際しては、不正アクセス、漏洩等を防ぐための最適な手段を講じる。

②前項の規定は、次の各号に該当するものには適用しない。

a 相手方から開示を受けた際、既に自ら合法的に所有していたもの。

b 相手方から開示を受けた際、既に公知であったもの。

c 相手方から開示を受けた際、自己の責によらないで公知となったもの。

d 正当な権限を有する第三者から機密保持の義務を伴わず入手したもの。

e 前項に定める機密情報とは無関係に自らが独自に開発したもの。

## 第10条 (権利義務の譲渡)

①弊社は、事前に書面によるお客様の承諾を得た場合を除き、次の各号に定める事項を行ってはならない。

a 本書に定める保守サービス履行上の地位を第三者に移転すること。

b 本書から生ずる権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供すること。

②弊社が前項の規定に違反したときは、第11条②の規定に拘わらず、お客様は、弊社への催告を要さず、直ちに保守サービスの全部または一部を解除することができる。

## 第11条 (保守サービスの取り扱い)

①保守サービスの有効期間は、注文の要綱記載の通りとする。

②お客様及び弊社は、解約希望日の 60 日前迄に互いに書面をもって通知することにより、自由に保守サービスを解約することができる。この場合、解約条件は別途協議する。

③お客様及び弊社は、互いに相手方が本書に違反した場合(弊社の違反には保守会社の違反を含む)、相手方に対し相当の期間を定めて保守サービスの履行を催告し、この期間内に履行のないときには、保守サービスを解約することができる。

④お客様及び弊社は、当事者いずれか一方に次に列挙する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに保守サービスを解約することができる。

a 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき、または滞納処分を受けたとき。

b 破産、民事再生または会社更生手続があったとき。

c 営業の停止、営業の縮小的な変更、または解散の手続があったとき。

d 振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき。

e その他支払能力に支障が生じたとき客観的に認められるとき。

## 第12条 (保守料金)

①保守サービスに対しお客様が支払うべき保守料金は、注文の要綱記載の通りとする。

②第6条に定める事項に係る作業により発生した費用及び機器交換等に伴う部品等の代金はお客様の負担とする。

## 第13条 (支払)

①お客様は保守料金を、弊社のお客様に対する請求に基づき、弊社に対し事前に一括して支払う。但し、本注文書に付随し別途支払方法に関する合意書または覚書等の文書が交わされた場合には、お客様の弊社に対する支払方法を、当該文書に定める方法に代えることができる。

②第6条に定める事項に係る作業により発生した費用及び機器交換等に伴う部品等の代金については、弊社または保守会社の請求に基づき、お客様が弊社または保守会社に対しその都度支払う。

③お客様が、弊社に対し既に支払済の料金について、弊社はいかなる理由によってもその払い戻しを行なわない。なお、メーカーまたは保守会社が異なる定めをする場合には当該定めを適用する。

## 第14条 (協議解決)

①本書の解釈または本書に定めなき事項について当事者間に紛争または疑義が生じたときは、その都度法令により、またそれにより難しい場合は、お客様、弊社(保守会社を含む)双方が誠意をもって協議しこれを解決する。

②協議により解決できなかった場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を解決する。

## 第15条 (保守サービス終了後の扱い)

保守サービスが終了をした後も、本項の規定及び次の条項は、依然としてその効力を有する。

## 第8条 (責任の範囲)

## 第9条 (機密保持)

## 第10条 (権利義務の譲渡)

## 第14条 (協議解決)

以下余白